

愛知県立岩倉総合高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまうことのないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

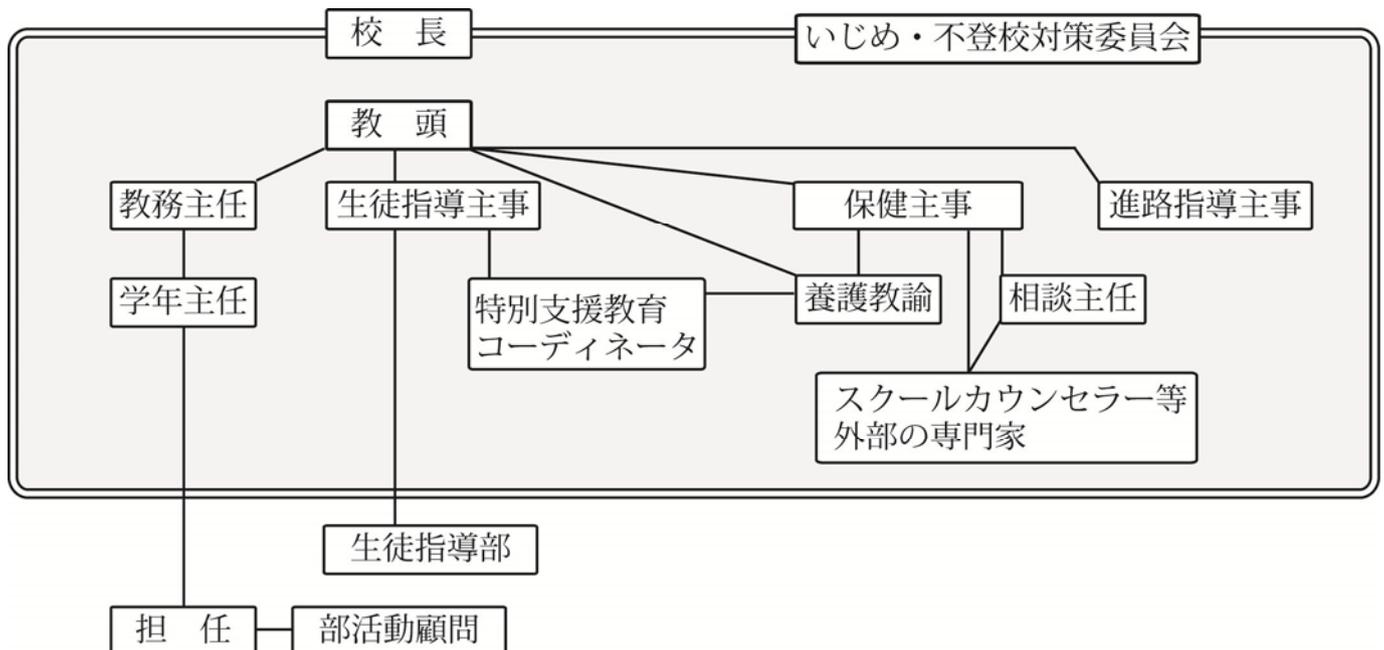
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部副主任、進路指導主事、保健主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭
特別支援コーディネータ、必要に応じて外部の専門家を加える

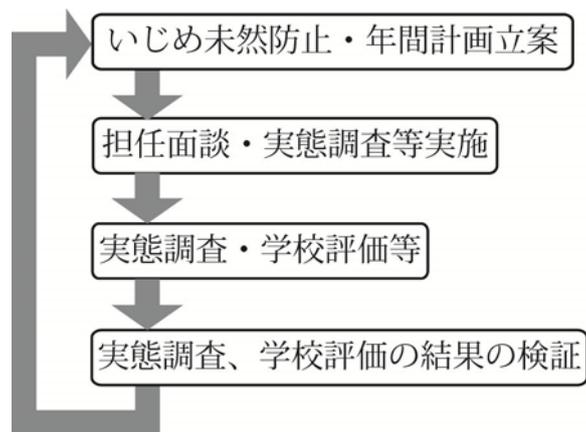
イ 指導・支援チーム

委員会が、必要に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめ防止、早期発見、早期対応にあたっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等
 ア 取組の検証（P D C A サイクル）



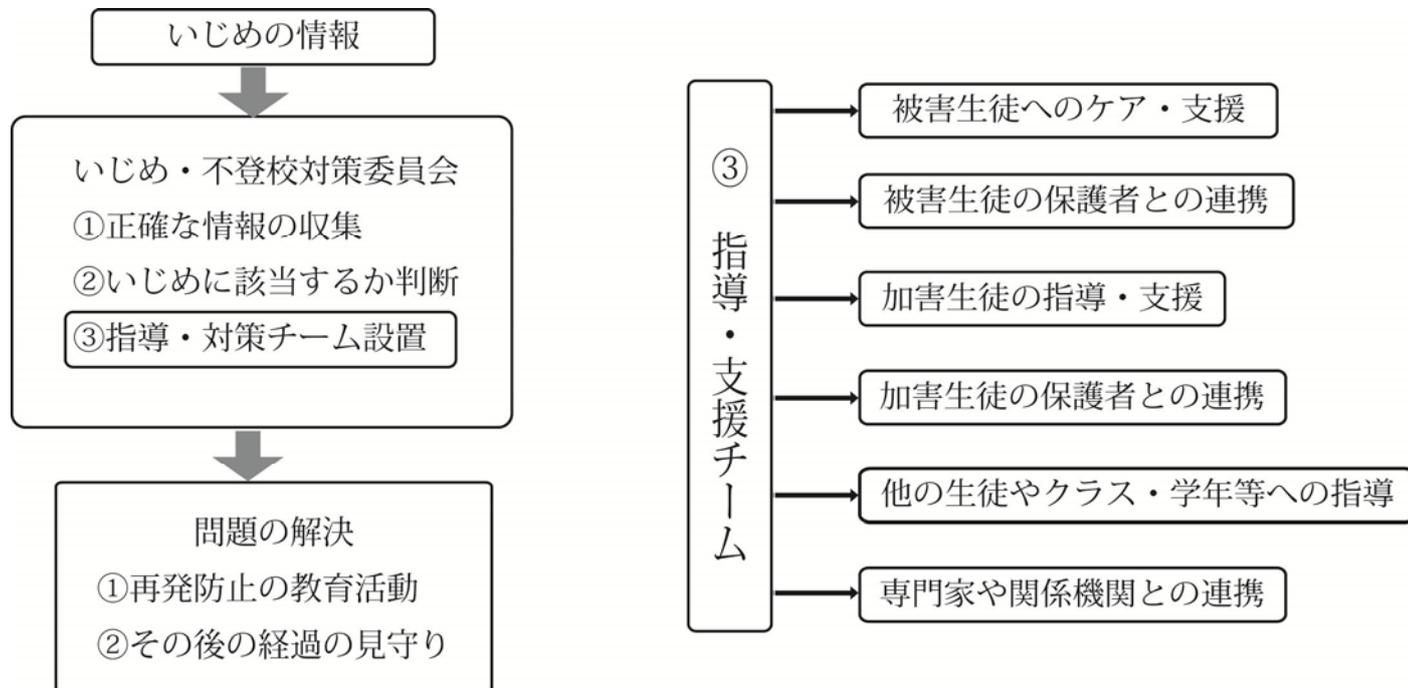
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

学校用 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ア) 生徒・保護者からいじめられているという情報があった場合
- イ) 一定期間連続して欠席している場合
- ウ) その他いじめの疑いのある情報があった場合

重大事態の発生

重大事態→ 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

重大事態の調査組織を設置

いじめ・不登校対策委員会

※構成は専門的知識及び経験を有し、該当いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、該当調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

委員会で事実関係を明確にするための調査を実施

- ※可能な限り事実関係を網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえば学校に不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢を持つ。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※明らかになった事実関係について、情報を適時に適切に提供する。
- ※個人情報には配慮するが、必要な説明を怠らない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ※いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、わかりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年2回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ・不登校 対策委員会の動き	保護者・地域 との連携
4月	○朝の声かけ指導(生) ○健康調査、クレペリン実施(保) ○相談室・SCの周知(保) ○担任面接月間(学) ○新入生オリエンテーション(学)	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	○学年等からの情報収集	○交通安全指導 ○PTA理事会・総会
5月	○集会講話(生) ○朝の声かけ指導(生) ○交通安全講話(生) ○情報モラル指導(学)	○クレペリン説明会 ○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	○現職研修1 ○連絡会	○交通安全指導 ○PTA理事会
6月	○集会講話(生) ○朝の声かけ指導(生) ○防犯講話(生) ○情報モラル講話(生)	○実態調査1 ○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	○全教職員対象の「取組評価アンケート」実施→検証	○交通安全指導 ○学校評議委員会
7月	○保護者会でいじめに関する取組の周知(生) ○朝の声かけ指導(生) ○集会講話(生) ○学年集会(学) ○ボランティア活動(特) ○校外巡回(生)	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	○連絡会	○交通安全指導 ○保護者会アンケート
8月	○就職者指導(進) ○就業体験(進)			
9月	○朝の声かけ指導(生) ○集会講話(生) ○面接(学) ○薬物講話(生)	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	○中間評価→検証	○交通安全指導 ○学校祭バザー
10月	○朝の声かけ指導(生) ○集会講話(生)	○欠席等注意生徒情報と面談指導	○現職研修2 ○連絡会	○交通安全指導 ○PTA理事会
11月	○朝の声かけ指導(生) ○集会講話(生) ○ボランティア活動(特) ○公開授業(教)	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導 ○実態調査2		○交通安全指導 ○学校評議委員会
12月	○人権講話(生) ○集会講話(生) ○学年集会(学)	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	全職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	

1月	○朝の声かけ指導（生） ○集会講話（生）	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導		○交通安全指導
2月	○朝の声かけ指導（生） ○集会講話（生）	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	○自己評価	○交通安全指導 ○PTA理事会
3月	○朝の声かけ指導（生） ○集会講話（生）	○欠席等注意生徒情報の把握と面談指導	○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し ○各学年の申し送り	○学校関係者評価委員会

（生）生徒指導部 （保）保健部 （特）特別活動部 （教）教務部
（学）学年会 （進）進路指導部

いじめ防止等の取組に基づいたまとめ方

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、わかりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動・インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</p> <p>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」活用した取組の実施【教務部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定（11月）【教務部】</p> <p>○「実態調査」の実施【教務部】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、作文・標語づくり【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育【教務部・生徒指導部】</p> <p>○学年集会【学年会・生徒指導部】</p>	<p>○交通安全指導</p> <p>○学校行事等の公開</p> <p>○文化祭バザー等学校行事への参加</p> <p>○PTA理事会</p> <p>○学校関係者評価委員会</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するよう努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。</p> <p>ウ 「いじめアンケート調査」の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（相談室だより）の発行【保健部】</p> <p>○学年連絡会【生徒指導部】</p> <p>○担任面接の実施</p>	

<p>いじめに対する措置</p>	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（２）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	<p>○保護者からの協力を得ながら、必要に応じて保護者説明会等を通して、説明責任を果たす。</p>
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告する。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会</p>